

船舶事故調査報告書

平成21年11月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成20年11月21日 15時03分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町五力所港 間鼻島灯台から真方位217° 1,170m付近 （概位 北緯34° 18.7′ 東経136° 40.6′）
事故調査の経過	平成20年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{けんしん} 憲進丸、0.6トン ME3-51731（漁船登録番号）、個人所有 6.12m(Lr)×1.46m×0.56m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和58年6月30日 B 漁船 ^{はるよし} 第十春吉丸、0.4トン ME3-51792（漁船登録番号）、個人所有 5.43m(Lr)×1.45m×0.55m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和58年8月2日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成20年10月6日 （平成26年9月5日まで有効） B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月19日 免許証交付日 平成17年11月24日 （平成23年2月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首喫水線下補強材に擦過傷 B 右舷船尾外板上縁に擦過傷、船外機カバー損壊
事故の経過	A船及びB船ほか4隻は、えび網漁を行う目的で、それぞれ船長が1人で乗り組み、平成20年11月21日15時00分ごろ、漁業協同組合が陸岸から沖合に向けて設定したスタートラインに横一列に並び、出発の旗を合図に各自が目指す投網場所に向かって一斉に発進した。 B船は、スタートラインから約400m南西側の投網場所に到着し、機関を後進にかけて北東進しながら投網作業にとりかかった。 一方、A船は、僚船2隻とともにB船に遅れて約5～6ノットの速力で

	<p>付近の投網場所に向かったが、最も沖側からスタートしたため、また、投網場所が陸岸近くであったため、陸岸寄りからスタートした僚船1隻（以下「C船」という。）と針路が交差する態勢で南西進した。</p> <p>船長Aは、陸岸寄りを航行しているC船との接近状況に注意を払いながら航行中、15時03分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>衝突の結果、船長Bが落水し、間もなくC船などに救助されて病院に運ばれたが、入院22日目に溺水による誤嚥性肺炎で死亡した。</p> <p>なお、船長Aの口述によれば、陸上に目撃者がいて、船長Bが衝突前に波にあおられて落水したと言っているが、このことについては明らかにできなかった。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、気温 12.8℃ 海象：波高 0.5～1m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>五カ所港付近で行われるえび網漁の投網作業は、海中に入れた網が船外機に絡まないよう、左手で船外機を操作して機関を後進にかけ、後退しながら右手で船首方に網を繰り出していた。</p> <p>漁業協同組合は、操業場所が陸岸近くの限られた範囲であったので、漁期開始日（10月15日）から6日間は、えび網漁に参加する組合員（総勢26人）が均等の条件の下に操業することができるよう、投網及び揚網作業に向かう時刻を定め、かつ、各船が操業する場所を日々指定していたが、その後は操業場所については組合員の自由選択（以下「自由操業」という。）としていた。また、自由操業時においても、好漁地においては1隻当たりの網数を2統に制限していた。</p> <p>C船は、B船が投網作業を行っているのを視認していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>船長Aは、陸岸寄りからスタートしたC船と針路が交差する態勢となり、同船との接近状況に気をとられ、適切な見張りを行っていなかったため、B船に向けて航行していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、周知の操業場所において、船外機を左手で操作して機関を後進にかけ、右手で船首方に網を繰り出していたことから、後方から接近してくるA船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bの死因は、溺水による誤嚥性肺炎であった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、五カ所港において、A船が投網場所に向けて南西進中、B船が機関を後進にかけて北東進しながら投網作業中、A船がB船に向けて航行していることに気付かず、また、B船が後方から接近してくるA船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考え</p>	

	<p>えられる。</p> <p>A船がB船に向けて航行していることに気付かなかったのは、船長Aが、C船との接近状況に気をとられ、適切な見張りを行っていなかったことによるものと考えられる。</p> <p>B船が後方から接近してくるA船に気付かなかったのは、船長Bが、周知の操業場所において、船首方に網を繰り出していたことによる可能性があると考えられる。</p>
--	---